

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第58号

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年太田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律

（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特

別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。